

概要版
平成27年度
平成31年度

大竹市 子ども・子育て支援事業計画



～子育てをしてみたいまち おおたけ～

全国的に出生数の低下や出生率の減少による少子化が進んでいます。その一方で、子育て家庭の経済状況や就労状況などにより仕事と子育ての両立が困難なことなどによる出生数の低下や、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行など、子育てをめぐる様々な課題への対応が求められています。

これまでに大竹市では、平成 22（2010）年に策定した「大竹市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間5年）に基づき、大竹市の次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに生まれ育つことのできる環境づくりを進めてきました。

この度、国において平成 27（2015）年 4 月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえて、乳幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっての方向性や数値目標などを定め、今後の子育て施策の方向性を示した「大竹市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

平成 27 年 3 月
広島県 大竹市



子ども・子育て支援新制度 平成 27 年度4月スタート！

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会をめざし、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

1. 「認定こども園」の普及
2. 保育の場を増やし、待機児童を減らす
3. 子育て支援の量の拡充や質の向上
4. 子どもが減ってきている地域の子育て支援

幼児教育・保育施設などへ市から給付を行い、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

※費用は施設などへ委託費として利用児童数に応じて給付

※財源は消費税の増収分が充てられ社会全体で子ども・子育て支援のために活用

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
⇒定員は6人以上19人以下
- 家庭的保育
⇒保育者の居宅などにおいて保育を行う
定員5人以下
- 居宅訪問型保育
⇒子どもの居宅などにおいて保育を行う
- 事業所内保育
⇒事業所内の施設などにおいて保育を行う

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
⇒新制度により提供される給付・事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)
- 養育支援訪問事業等
(要保護児童対策地域協議会)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
⇒小学6年生まで対象児童を拡大して保育を行う
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

計画の方向性

大竹市の子育てについて求められている取り組み

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

仕事と子育てを両立させる取り組み

親子連れや子どもたちが楽しめる場所づくり

子育てに悩む世帯への対応

将来像

子育てをしてみたいまち おおたけ

重点目標

～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環^{サイクル}」～

3本の柱

1
家庭の育児力の向上

2
地域の子育て環境の充実

3
子どもの心身の充実

分野別の行政施策

1 子育てが楽しいまちづくり

(1)総合的な子育て支援体制の整備 (2)家庭教育の推進
(3)男女共同参画社会の実現 (4)多世代の交流の場づくり
(5)生涯学習・スポーツ活動などの推進

2 子育てセーフティネットの充実

(1)児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進
(2)障害のある児童などへの支援
(3)経済的負担の軽減

3 「いいお産」と母子の健康づくり

(1)「いいお産」の普及 (2)母子保健の充実
(3)食育の推進 (4)小児医療体制の充実

4 仕事と家庭の両立支援

(1)保育サービスの充実 (2)児童の安全・安心な居場所づくり
(3)多様な働き方の実現

5 健やかな次世代の育成

(1)幼児教育・保育の推進 (2)小・中学校教育の推進
(3)青少年の健全育成 (4)次代の親の育成

6 子どもの視点からの生活環境の整備

(1)世代にあった遊び場の確保 (2)子育てバリアフリー化
(3)交通安全・防犯活動の推進

計画事業の量の見込みと確保方策

教育・保育事業などについて、平成 31（2019）年までの利用が見込まれる人数や量を推計しています。今後、これらの方々が安心して事業を利用できるよう、事業の量・質の確保に向けて取り組みます。

教育・保育の量の見込み

認定区分	見込み (平成 31 年)	確保方策 (平成 31 年)
1号認定（幼稚園・認定こども園を利用できる家庭）	171 人	280 人
2号認定（保育所（園）・認定こども園を利用できる家庭）	336 人	336 人
3号認定	【0歳】	55 人
（3歳未満の保育所（園）・認定こども園+地域型保育を利用できる家庭）	【1～2歳】	131 人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

認定区分	見込み (平成 31 年)	確保方策 (平成 31 年)
1. 利用者支援事業	1 箇所	1 箇所
2. 地域子育て支援拠点事業	1,827 人回	2,200 人回
3. 妊婦健康診査	2,330 回	2,330 回
4. 乳児家庭全戸訪問事業（乳児家庭訪問）	195 人	195 人
5. 養育支援訪問事業等（要保護児童対策地域協議会）	0 人	0 人
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	14 人日	14 人日
7. ファミリー・サポート・センター事業	50 人日	50 人日
8. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象） （在園児対応型以外）	1,618 人日 2,377 人日	1,618 人日 3,950 人日
9. 延長保育事業	215 人	215 人
10. 病児・病後児保育事業	572 人日	750 人日
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（低学年） （高学年）	258 人 90 人	258 人 90 人